

# 茨城県の最低賃金

## I. 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額	効力発生 年月日	適用範囲
茨城県最低賃金	1,074 円	令和 7 年 10 月 12 日	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

## II. 特定（産業別）最低賃金

※ 適用除外（特定（産業別）最低賃金を適用せず茨城県最低賃金を適用する労働者）

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けの業務に主として従事する者 (4) 下表の備考欄の適用除外業務に従事する者

※ 主要な経済活動が適用範囲に掲げる産業に分類される純粋持株会社は、当該適用範囲に含まれます。

※ 件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります。

件名	最低賃金額 時間額	効力発生 年月日	適用範囲	備考 (適用除外等)
鉄鋼業	1,166 円	令和 8 年 3 月 1 日	茨城県内の鉄鋼業の事業所で働く労働者	手作業による製品の洗浄又は包装の業務に主として従事する者については、茨城県最低賃金を適用する。
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,105 円	令和 8 年 3 月 1 日	茨城県内のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業のいずれかの事業所で働く労働者 ただし、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。 並びに、業務用機械器具製造業のうち、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。	次に掲げる業務に主として従事する者については茨城県最低賃金を適用する。 イ 賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務
計量器、測定器 分析機器試験機・ 理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	1,115 円	令和 8 年 3 月 19 日	茨城県内の計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所。 並びに電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業のいずれかの事業所で働く労働者。 ただし、電気機械器具製造業のうち電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業、情報通信機械器具製造業のうちラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業のうち音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。 また、測量機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。	ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
各種商品小売業	「各種商品小売業」の最低賃金は、令和 7 年度の改正はありません。 そのため、令和 7 年 10 月 12 日から、茨城県最低賃金（時間額 1,074 円）が適用されます。			